

同時発表：関東運輸局

令和5年2月21日
総合政策局運輸審議会審理室

新京成電鉄株式会社からの鉄道の旅客運賃の 上限変更認可申請について審議を開始します

運輸審議会は標記事案について、今後答申に向けて複数回の審議を行います。

標記事案について、令和5年2月20日付けで国土交通大臣から運輸審議会に対し諮問がありました。今後、複数回の審議を経て答申を行う予定です。

○公聴会の開催申請について

運輸審議会一般規則第5条各号のいずれかに該当する者は、運輸審議会に公聴会開催を申請できます。公聴会開催を申請する場合は、運輸審議会一般規則第17条各号に掲げる事項を記載した文書（電子媒体の場合はPDF形式）を、記載内容確認のための連絡先を添えて、令和5年3月7日（火）17時00分までに国土交通省運輸審議会（郵便番号100-0013 東京都千代田区霞が関3-1-1 中央合同庁舎4号館3階）に持参、郵送又はeメール（送付先 hqt-since1949-unyushingikai@gxb.mlit.go.jp）のいずれかの方法にて提出してください（郵送の場合は必着）。

○運輸審議会について

運輸審議会は国家行政組織法第8条に基づく審議会であり、個別法の規定に基づき、国土交通大臣の行う許認可等の個々の行政処分等の適否について諮問を受け、これに対して、公平な立場から各方面の意見を汲み上げ、公平かつ合理的な決定を行う常設の機関です。

公聴会を除く審議は非公開で行いますが、配付資料及び議事概要については答申後、運輸審議会のホームページにて公表予定です。

[運輸審議会における審議に関する問合せ先]

総合政策局運輸審議会審理室 宮田、廣井
直通：03-5253-8810

[旅客運賃の上限変更の認可申請に関する問合せ先]

鉄道局鉄道事業課旅客輸送業務監理室 佐藤、加藤
(代表) 03-5253-8111 (内線 40642, 40634)
(直通) 03-5253-8543

○国土交通省告示第117号

運輸審議会一般規則（昭和27年運輸省令第8号）第15条第1項の規定により、次のとおり運輸審議会件名表に登載された。

令和5年2月21日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

事案番号	令5第4002号																																		
事案の種類	鉄道の旅客運賃の上限変更認可																																		
申請事業者	新京成電鉄株式会社																																		
事案の内容	<p>すべての運賃は消費税及び地方消費税を含んだ額である。</p> <p>1 鉄道の普通旅客運賃 現行の運賃の上限を次のとおり変更する。</p> <p style="text-align: right;">（単位：円）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">1円単位</th> <th style="text-align: center;">10円単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5キロまで</td> <td style="text-align: center;">167</td> <td style="text-align: center;">170</td> </tr> <tr> <td>5キロを超え9キロまで</td> <td style="text-align: center;">198</td> <td style="text-align: center;">200</td> </tr> <tr> <td>9キロを超え13キロまで</td> <td style="text-align: center;">219</td> <td style="text-align: center;">220</td> </tr> <tr> <td>13キロを超え17キロまで</td> <td style="text-align: center;">240</td> <td style="text-align: center;">240</td> </tr> <tr> <td>17キロを超え22キロまで</td> <td style="text-align: center;">262</td> <td style="text-align: center;">270</td> </tr> <tr> <td>22キロを超え27キロまで</td> <td style="text-align: center;">282</td> <td style="text-align: center;">290</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 鉄道の定期旅客運賃 現行の運賃の上限を次のとおり変更する。 通勤定期旅客運賃（1か月）</p> <p style="text-align: right;">（単位：円）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td>5キロまで</td> <td style="text-align: center;">6,240</td> </tr> <tr> <td>5キロを超え9キロまで</td> <td style="text-align: center;">7,350</td> </tr> <tr> <td>9キロを超え13キロまで</td> <td style="text-align: center;">8,080</td> </tr> <tr> <td>13キロを超え17キロまで</td> <td style="text-align: center;">8,820</td> </tr> <tr> <td>17キロを超え22キロまで</td> <td style="text-align: center;">9,920</td> </tr> <tr> <td>22キロを超え27キロまで</td> <td style="text-align: center;">10,650</td> </tr> </tbody> </table>			1円単位	10円単位	5キロまで	167	170	5キロを超え9キロまで	198	200	9キロを超え13キロまで	219	220	13キロを超え17キロまで	240	240	17キロを超え22キロまで	262	270	22キロを超え27キロまで	282	290	5キロまで	6,240	5キロを超え9キロまで	7,350	9キロを超え13キロまで	8,080	13キロを超え17キロまで	8,820	17キロを超え22キロまで	9,920	22キロを超え27キロまで	10,650
	1円単位	10円単位																																	
5キロまで	167	170																																	
5キロを超え9キロまで	198	200																																	
9キロを超え13キロまで	219	220																																	
13キロを超え17キロまで	240	240																																	
17キロを超え22キロまで	262	270																																	
22キロを超え27キロまで	282	290																																	
5キロまで	6,240																																		
5キロを超え9キロまで	7,350																																		
9キロを超え13キロまで	8,080																																		
13キロを超え17キロまで	8,820																																		
17キロを超え22キロまで	9,920																																		
22キロを超え27キロまで	10,650																																		

通学定期旅客運賃（1か月）

（単位：円）

5キロまで	3, 290
5キロを超え9キロまで	3, 880
9キロを超え13キロまで	4, 270
13キロを超え17キロまで	4, 650
17キロを超え22キロまで	5, 240
22キロを超え27キロまで	5, 620

○運輸審議会一般規則（昭和27年運輸省令第8号）（抄）

（利害関係人）

第5条 国土交通省設置法（平成11年法律第100号。以下「法」という。）第23条の規定による利害関係人とは、当該事案に関し、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 許可、認可、特許、認定若しくは承認の申請者、同意を要する協議をした者又は審査請求をした者（以下「事案の申請者」という。）
- 二 事案において、行政手続法（平成5年法律第88号）第2条第4号に規定する不利益処分（以下「不利益処分」という。）の名あて人となるべき者
- 三 事案の申請者と競争の関係にある者
- 四 料率の変更を請求した者
- 四の二 臨港地区の区域の案の変更を請求した者
- 五 港湾管理者の設立に関する調停を受ける者
- 六 前各号に掲げる者のほか、利用者その他の者のうち運輸審議会が当該事案に関し特に重大な利害関係を有すると認める者

（件名表）

第15条 運輸審議会は、国土交通大臣から諮問されたとき、及び法第15条第4項の規定による勧告をするため調査を開始しようとするときは、その事案の件名（事案の種類、事案の申請者又は不利益処分の名あて人となるべき者及び事案の内容をいう。以下同じ。）に番号を付し、これを運輸審議会件名表（以下「件名表」という。）に登載しなければならない。

2・3 （略）

（公聴会開催の申請）

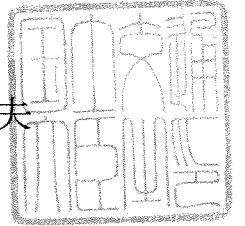
第17条 第5条に規定する者（以下「利害関係人」という。）は、件名表に登載された事案について公聴会を開くことを申請しようとするときは、（中略）告示の日（件名表が改定されたことにより新たに利害関係人となつた者については、その告示の日）から14日以内に、次に掲げる事項を記載した文書を運輸審議会に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所
- 二 事案の件名及びその番号
- 三 理由及び利害関係を説明する事項

国鉄事第673号
令和5年2月20日

運輸審議会
会長 堀川 義弘 殿

国土交通大臣
齊藤 鉄夫



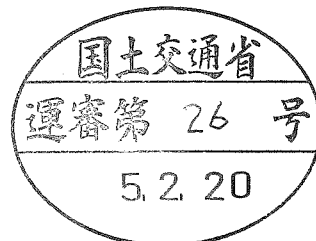
諮問書

鉄道事業法第64条の2の規定により、下記申請に係る処分
に関し諮問する。

記

令和5年2月17日付け新京成総2023第9号による新京成電鉄
株式会社からの鉄道事業の旅客の運賃の上限変更の認可について（別
紙）

以上



(別紙)

事案の種類	申請事業者	事案の内容																																													
鉄道の旅客運賃の上限変更認可	新京成電鉄株式会社	<p>すべての運賃は消費税及び地方消費税を含んだ額である。</p> <p>1 鉄道の普通旅客運賃 現行の運賃の上限を次のとおり変更する。</p> <p style="text-align: right;">(単位：円)</p> <table border="1" data-bbox="609 499 1444 831"><thead><tr><th></th><th>1円単位</th><th>10円単位</th></tr></thead><tbody><tr><td>5キロまで</td><td>167</td><td>170</td></tr><tr><td>5キロを超え9キロまで</td><td>198</td><td>200</td></tr><tr><td>9キロを超え13キロまで</td><td>219</td><td>220</td></tr><tr><td>13キロを超え17キロまで</td><td>240</td><td>240</td></tr><tr><td>17キロを超え22キロまで</td><td>262</td><td>270</td></tr><tr><td>22キロを超え27キロまで</td><td>282</td><td>290</td></tr></tbody></table> <p>2 鉄道の定期旅客運賃 現行の運賃の上限を次のとおり変更する。</p> <p>通勤定期旅客運賃 (1か月)</p> <p style="text-align: right;">(単位：円)</p> <table border="1" data-bbox="609 1064 1444 1355"><tbody><tr><td>5キロまで</td><td>6,240</td></tr><tr><td>5キロを超え9キロまで</td><td>7,350</td></tr><tr><td>9キロを超え13キロまで</td><td>8,080</td></tr><tr><td>13キロを超え17キロまで</td><td>8,820</td></tr><tr><td>17キロを超え22キロまで</td><td>9,920</td></tr><tr><td>22キロを超え27キロまで</td><td>10,650</td></tr></tbody></table> <p>通学定期旅客運賃 (1か月)</p> <p style="text-align: right;">(単位：円)</p> <table border="1" data-bbox="609 1494 1444 1785"><tbody><tr><td>5キロまで</td><td>3,290</td></tr><tr><td>5キロを超え9キロまで</td><td>3,880</td></tr><tr><td>9キロを超え13キロまで</td><td>4,270</td></tr><tr><td>13キロを超え17キロまで</td><td>4,650</td></tr><tr><td>17キロを超え22キロまで</td><td>5,240</td></tr><tr><td>22キロを超え27キロまで</td><td>5,620</td></tr></tbody></table>		1円単位	10円単位	5キロまで	167	170	5キロを超え9キロまで	198	200	9キロを超え13キロまで	219	220	13キロを超え17キロまで	240	240	17キロを超え22キロまで	262	270	22キロを超え27キロまで	282	290	5キロまで	6,240	5キロを超え9キロまで	7,350	9キロを超え13キロまで	8,080	13キロを超え17キロまで	8,820	17キロを超え22キロまで	9,920	22キロを超え27キロまで	10,650	5キロまで	3,290	5キロを超え9キロまで	3,880	9キロを超え13キロまで	4,270	13キロを超え17キロまで	4,650	17キロを超え22キロまで	5,240	22キロを超え27キロまで	5,620
	1円単位	10円単位																																													
5キロまで	167	170																																													
5キロを超え9キロまで	198	200																																													
9キロを超え13キロまで	219	220																																													
13キロを超え17キロまで	240	240																																													
17キロを超え22キロまで	262	270																																													
22キロを超え27キロまで	282	290																																													
5キロまで	6,240																																														
5キロを超え9キロまで	7,350																																														
9キロを超え13キロまで	8,080																																														
13キロを超え17キロまで	8,820																																														
17キロを超え22キロまで	9,920																																														
22キロを超え27キロまで	10,650																																														
5キロまで	3,290																																														
5キロを超え9キロまで	3,880																																														
9キロを超え13キロまで	4,270																																														
13キロを超え17キロまで	4,650																																														
17キロを超え22キロまで	5,240																																														
22キロを超え27キロまで	5,620																																														